



APO-社労士通信

仕事と介護の両立支援

親や家族等の介護の為に、やむを得ず仕事を辞める介護離職が増加しています。介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も少なくありません。仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要な課題となっています。

■働く人のための介護休業制度

介護休業制度は、育児・介護休業法によって定められた制度なので、会社の就業規則に記載が無くとも利用ができます。どのような制度があるか一覧にしましたので、社員から制度利用希望があった際に、対応できるようにしておきましょう。

制 度	内 容
介護休業	対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算して93日まで取得可能。 (短時間勤務制度を取得した場合は、その期間と合わせて93日まで) 取得するには原則2週間前までに、書面で事業主へ申出が必要。要件を満たせば、雇用保険の介護休業基本給付金(賃金日額×支給日数×40%、上限額あり)が受給できる。ただし、支給対象期間に賃金支払日があり、支払われた賃金額と介護休業基本給付金の40%相当額が賃金月額80%を超える場合は、超えた額が減額され支給される。(賃金額のみで賃金月額の80%以上になる場合は不支給。)
短時間勤務等	事業主は次のいずれかの制度(対象家族1人につき、介護休業日数と合わせ少なくとも93日間利用可能な制度)を講じる義務がある。 ①短時間勤務、②フレックスタイム制、③始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)、④介護サービスの費用助成制度その他これに準ずる制度
介護休暇	対象家族1人につき、1年度に5日まで(対象家族2人の場合は1年度に10日まで)介護休業や年次有給休暇とは別に、1日単位で休暇を取得可能。介護だけでなく、要介護家族の通院の付添、介護サービスを受けるため手続代行等、その他の必要な世話の為でも取得可能、ただし介護休業のような給付金は無く、有給/無給かは事業主(会社)の裁量。
法定時間外労働の制限	労働者が請求した場合、事業主は1ヶ月について24時間、1年について150時間を超える法定時間外労働をさせることは不可。
深夜業の制限	労働者が請求した場合、事業主は深夜(午後10時～午前5時まで)において労働をさせることは不可。
配置に関する配慮	転勤をさせるときは、事業主は労働者の介護の状況に配慮しなくてはならない。
不利益取り扱いの禁止	上記の申出・取得をしたことを理由とする解雇その他の不利益取扱は違法・禁止

※要介護状態：負傷・疾病・障害等により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態であり、介護保険制度上の「要介護状態」と同じではないので、要介護認定を受けていなくても、介護休業の対象となり得ます。

※対象家族：配偶者(事実婚含)・父母・子・配偶者の父母と、労働者と同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫

※一部、法令で適用が除外されている労働者と、労使協定の締結(届出不要)により適用が除外される労働者がいます。

■今後の介護休業制度

育児・介護休業法改正案が2016年3月29日に可決成立しました。2017年1月1日施行の介護関係の主な改正内容は次の通りです。①介護休業の分割取得：93日を3回まで分割取得できるようになります。②所定外労働の免除制度が創設されます。③介護休暇の取得単位の見直し：半日単位での取得が可能になります。



知っておきたいミニ知識 第98回 職場環境整備促進マーク

仕事と介護・育児を両立できる職場環境の整備を図っている企業は、そのことを対外的にアピールできるマークがあることをご存知ですか？例えば労働者の募集採用時に、募集要項、会社案内、ホームページ等にマークを掲載し、働きやすい職場環境をアピールできます。そのほかにも消費者・取引先に対し、商品等にマークを掲載することにより企業のイメージアップを図ることもできます。厚生労働省のホームページでは、実際に子育てサポート企業として、くるみんマーク認定を受けた企業がマスコミに取り上げられ、認知度が大幅に上がり直接受注が増えたという企業の声も紹介されています。

■トモニマーク：仕事と介護の両立支援の整備促進のためのシンボルマーク

「両立支援のひろば」に仕事と介護の両立に関する取組を登録することで、使用ができます。「両立支援のひろば」は、仕事と家庭の両立を支援する厚生労働省の委託事業(総合サイト)で、さまざまな情報が掲載されています。

■くるみんマーク：子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた証

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請し、厚生労働大臣の認定を受け使用ができます。トモニマークと異なり、認定まで諸手続きがありますが、認定を受けると、事業所内保育施設や授乳コーナーなど次世代育成支援に資する一定の資産について割増償却を行うことができる税制優遇措置(くるみん税制)を受けることができ、平成27年12月末時点で、2,398社が認定を受けています。また、認定企業の中でも高い水準の取り組みを行っている企業はプラチナくるみん認定を受けることができます。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO-社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 吉本多津子 / 沢田麻樹子 sic.info@apol.jp
〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1990 FAX 03(5228)1840

ホームページもご覧ください。
<http://www.apoutsourcing.jp/>